

# 「令和5年7月7日からの大雨災害義援金」の受付を開始します

令和5年7月7日からの大雨災害により被災された方々を支援するため、義援金を下記 のとおり受け付けます。

#### 1 受付期間

令和5年7月27日(木)から令和6年3月29日(金)まで

## 2 長野県による義援金の受付

・義援金箱を県庁、県合同庁舎及び銀座NAGANOの受付に設置します。

#### 【受付時間】

県庁、合同庁舎 : 午前8時30分から午後5時15分まで(閉庁日を除く)

銀座NAGANO:午前 10 時 30 分から午後 7 時まで(定休日を除く)

(営業時間は変更になる場合があります)

・受け付けた義援金は、日本赤十字社へ送金します。その後、被災県に設置された義援金配分 委員会(※)を通じ、被災された方々に配分されます。

> ※ 現在、秋田県、富山県、島根県、福岡県、佐賀県及び大分県に設置されています。 今後、他の被災県において新たに設置されることがあります。

#### 3 日本赤十字社及び共同募金会による義援金の募集

次の金融機関口座へ、直接振り込んでいただくことも可能です(※)。詳しくは、各団体の義援金ウェブサイトを御覧ください。

※ 御利用の金融機関によっては、別途振込手数料がかかる場合があります。 また、口座は増設されることがあります。

#### (1) 日本赤十字社 (義援金ウェブサイト: https://www.jrc.or.jp/contribute/help/20230718/)

金融機関	口座番号	口 座 名
三井住友銀行 すずらん支店	(普) 2787491	
三菱 UFJ 銀行 やまびこ支店	(普)2105486	日本赤十字社 (ニホンセキジュウジシャ)
みずほ銀行 クヌギ支店	(普) 0620634	
ゆうちょ銀行・郵便局	00140-7-768596	日赤令和5年7月7日からの大雨災害義援金(ニッセキレイワ5ネン7ガッ7カカラノオオアメサイガイギエンキン)

## (2) 共同募金会(義援金ウェブサイト: <a href="https://www.akaihane.or.jp/saigai-news/gienkin/32708/">https://www.akaihane.or.jp/saigai-news/gienkin/32708/</a>)

金融機関	口座番号	口 座 名
三井住友銀行 東京公務部	(普) 0148483	(福)中央共同募金会
りそな銀行 東京公務部	(普) 0126799	(フク.チュウオウキョウト゛ウホ゛キンカイ)

(注) 共同募金会の受付期間は令和5年12月29日(金)までです。

## 4 税制上の措置

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第 314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号の 規定に基づく寄附金に該当します。

## 5 領収証明書の発行について

- ・領収証明書が必要な方は、御入金いただく際、各窓口(県庁にあっては会計課、各合同庁舎に あっては地域振興局総務管理課)にお申し出ください。
- 銀行振込により3の口座へ送金していただいた場合は、控えとしてお手元に残る振込明細票 等をもって寄附金控除等を受けるための領収書(証明書)に代えることができます。

## 6 お問い合わせ先

機関名	電 話	ホームページ
長野県 (会計局会計課総務係)	026-235-7351(直通) 026-232-0111(代表) 内線 3815 (FAX:026-235-7368)	https://www.pref.nagano.lg.jp/
日本赤十字社長野県支部	026-226-2073 (FAX:026-223-4181)	https://www.jrc.or.jp/chapter/nagano/
社会福祉法人 長野県共同募金会	026-234-6813 (FAX:026-234-3024)	https://www.akaihane-nagano.or.jp/



長野県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

#### (問合せ先)

担 当 会計局会計課総務係 宿岩、牧島

電 話 026-235-7351 (直通)

026-232-0111 (代表) 内線 3815

FAX 026-235-7368

メール kaikei@pref.nagano.lg.jp